

Title	〔商法二八〇〕 商法三五〇条一項の株券提出期間経過後になされた未提出株券の交付による株式譲渡の効力 (東京地裁昭和五六年九月八日判決)
Sub Title	
Author	山本, 爲三郎(Yamamoto, Tamesaburo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.11 (1987. 11) ,p.122- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871128-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二八〇〕

商法三五〇条一項の株券提出期間経過後になされた
未提出株券の交付による株式譲渡の効力

〔判示事項〕

- 一、商法三五〇条一項の株券提出期間満了により、未提出株券はその善意の譲受人との関係においても無効となる
- 二、右未提出株券の交付による株式譲渡の効力

〔参照条文〕

商法二〇四条・二〇五条・二二五条八号・三四八条一項・三五〇条

〔事実〕

Y株式会社は、昭和四九年一月三〇日の定時株主総会において、「当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する」旨の定款規定を設ける決議をなした。そして引き続き商法三五〇条一項の公告・通知をなし、同条項の株券提出期間は昭和五〇年二月二十八日に満了した（株式譲渡制限の旨の登記は同年三月一

東京地判昭和五六年九月八日
昭和五五年(ワ)第一〇七一五号
株式名義書換請求事件
金融・商事判例六四九号三七頁、判例タイムズ四六三号一四〇頁

日になされた。ところがY社の株主Aは、右期間内に株券を提出せず、しかも昭和五五年三月一日、Xに対して右未提出株券を交付し株式譲渡の合意をなした。そこで、XはY社に対し株主名簿の名義書換を求めた。これが本件である。

Y社はXの請求を拒絶する。その理由は、三五〇条一項の株券提出期間の満了により未提出株券は無効となったから、A X間の株式譲渡は無効である。しかもこの株式譲渡は、Y社取締役会の承認を得ていないからY社に対して効力を生じない、という二段構えのものであった。これに対しXは、本件株券が未提出株券であること、および右株式譲渡制限の定款規定の存在を知らなかったと主張し、このような善意の譲受人に対しては、株式の自由譲渡性や取引の安全を保護するために、未提出株券の無効および定款の株式譲渡制限規定の効力をもってY社は対

抗できない、と解すべきだと主張した。

〔判旨〕

「定款に株式譲渡を制限する旨の規定が設けられた場合には、その旨を株券に記載して取締役が署名しなければならないので（商法三二五条八号）、定款変更により右の規定が設けられた場合には、会社は、既発行の株券を回収してその流通を止める一方、新たにその旨の記載ある株券を発行しなければならぬ。商法三五〇条一項の株券提出制度は、この既発行の株券を回収してその流通を止めるために設けられたものである。したがって、未提出株券は、株券としては当然に無効なものとなり、その交付が行われても、株式譲渡の効力は全く生じないものと解するのが相当である。なぜなら、株式の譲渡方法を規定した商法二〇五条一項にいう『株券』とは、有効な株券を前提にしているものと解されるからである。

ところで、Xは、未提出株券が無効な株券であることを絶対的に主張できるとするならば、未提出株券であることにつき善意でこれを譲り受けた者は、株式を取得できなくなり、株式の自由譲渡性や取引の安全を著しく害するので、右無効は善意の譲受人に対しては主張できないものと解すべきである旨主張する。しかし、定款変更により株式譲渡を制限する旨の規定を設けるに際し、既発行株券の回収を集团的、画一的に行わなければならないことはいうまでもないので、未提出株券の効力の問題は絶対的に決定するのが相当であり、仮に、Xの主張を認め

るとするならば、商法三五〇条一項の株券提出制度の趣旨ひいては定款変更による株式の譲渡制限の制度の趣旨が否定されることに到ることは明らかである。したがって、Xの右未提出株券の効力についての主張は、到底採用することができない。

以上のとおり、本件株券は、前記抗弁事実から明らかかなように未提出株券として昭和五〇年三月一日以降は無効な株券となつていたので、その後の本件株券の交付による本件株式の譲渡は、当事者間においても何らの効力を生じていないことになる。そうすると、Y社の抗弁は、Y社の株式譲渡を制限する旨の定款七条の規定の効力の有無について判断するまでもなく理由があることになり、Xは、Y社に対して本件株式について名義書換を請求することは許されない。」

〔研究〕

一、株式会社において、定款を変更し、株式の譲渡について取締役会の承認を要することとした場合には、その旨を株券・端株券に記載しなければならない（商法三二五条八号・二三〇条の第三項一号）。そのため、商法は株券・端株券の会社への提出手続を定め（商法三五〇条（なお、三五〇条には昭和五六年改正により、端株券に関する追加修正および準用条文の変更修正が行われた。本件は改正以前の規定が適用される事例であるが、規定内容に実質的な変化はない。以下においては株券についてのみ検討する）、この提出期間満了の時に譲渡制限の効力が発生するとしている（商法三五〇条二項）。それでは、このような手続が行われたのにもかかわらず

未提出株券が生じ、しかも株券提出期間経過後に、当該未提出株券に対応する株式が譲渡されたならば、その法律関係はどうなるか。本判決はこの問題を正面から採り挙げた、おそらく唯一の裁判例である。

さて、Xの請求を退ける本判決の理論は、商法三五〇条一項の株券提出期間満了により未提出株券は無効となる。無効な株券の交付による株式譲渡は、商法二〇五条一項に反し当事者間でも全く効力を生じない。従ってXは無権利者であり、名義書換を請求する権利を有さない、とするものである。しかしながら結論はともかく、この判決理論には問題があると考え。以下、検討してみよう。

二、商法三五〇条一項の株券提出期間の満了により、旧株券は無効となる（同条項により、会社は未提出株券は無効になる旨を公告しなければならぬ）。つまり株式を表章するものではなくなる。従ってそれによる善意取得はできない、と解する点に異論はない（神崎克郎・注釈会社法⑧のⅠ（昭和四四年）五六―五七頁、田村淳之輔「昭和五七年度民事主要判例解説」判例タイムズ五〇五号（昭和五八年）一七五頁、最判昭和六〇年三月七日・民集三九巻二号一〇七頁。では、未提出により失効した株券の交付による株式譲渡の効力はどうか。本判決は、当然に商法二〇五条一項が適用されると解し、無効株券の交付による譲渡は当事者間においても効力を生じないとする。しかしこれは株券が失効した場合だから、二〇五条一項が当然に適用される場合とは解せない。むしろ、新

株券発行前の状態だということを考えると、商法二〇四条二項を適用すべき場合だと思われる（なお、除権判決後、新株券発行までの場合につき、河本一郎・新版注釈会社法④（昭和六一年）一六六頁参照）。

二〇四条二項によると、株券発行前の株式譲渡は会社に対して効力を生じない。けれども譲渡当事者間においては、有効な株式譲渡ができると一般に解されている（高島正夫・会社法（改訂版）（昭和五八年）一一五頁）。そこでXは、株式を有しながらも、Y社に対してはそれを主張できない地位にあると考えられる。ところがXは、それが未提出株券であることを知らないで譲り受けた者には、Y社は当該株券の無効を主張できないと解すべきだという。そしてその理由として、株式の自由譲渡性と取引安全の保護を挙げる。このXの主張が採用すべきものであるとすると、善意の譲受人との関係では二〇四条二項は制限的に解される——新株券発行前の未提出株券の交付による株式譲渡の効力を、無効株券によるものであることを理由には、会社は善意の譲受人との関係では否定できないことになる。しかしながら二〇四条二項の適用により、当事者間では有効に株式譲渡をなしうるのであり、その限度ではあるが、株式の自由譲渡性や取引の安全保護は一応図られている。その一方で、旧株券回収新株券発行の事務手続を円滑、迅速に行うために、旧株券を失効させることも欠かせない。しかも、当該株券が未提出株券であることを知らない譲受人は、定款の株式譲渡制限の定めも知

らないことが事実上多いと思われる。そして、本件ではすでに株式譲渡制限の旨の登記がなされているが、さらに株券にその旨の記載がないと、会社は善意の第三者にはそれを対抗できないとするのが通説である（北沢正啓・会社法〔新版〕（昭和五七年）一九七頁、木内宜彦・会社法（昭和五八年）二五二頁、大隅健一郎・今井宏・最新会社法概説（昭和五九年）七三頁、上柳克郎・新版注釈会社法③（昭和六一年）五九頁、鈴木竹雄・竹内昭夫・会社法〔新版〕（昭和六二年）一四九頁）。この通説を前提にXの主張を認めると、会社は善意の譲受人に対して未提出株券の無効を主張できないが、それに加えて会社は、株式の譲渡制限をも主張できない場合が多く出てくることが予想される。この意味で、本判決がXの主張を認めると、「定款変更による株式の譲渡制限の制度の趣旨が否定されることに到る」と論じている点に賛成できる。以上の理由で、Xの右主張は否定すべきだと考える。

三、Xの主張は善意者保護の観点からのものであるが、さらに一步進めて、株券提出期間経過後の株式譲渡の効力を、対会社関係においても——譲受人の善意・悪意を問わず——肯定する所説がある（岩原紳作「最高裁判所民事判例研究」法学協会雑誌九六巻二号（昭和五四年）二二三頁、上田宏「共有株式の権利行使者の指定と民法八二六条」会社判例百選（第四版）（昭和五八年）四一頁、株券併合の場合につき、河本一郎「商法三七八条についての一考察」旬刊商事法務研究七八号（昭和三二年）三一―三二頁、八木弘・神崎克郎・注釈会社法⑧のI（昭和四四年）九一―九二頁）。そして対会社関係の効

力まで認めても、株式譲渡制限の目的は達成できるとする（岩原・前掲二三三頁）。確かに、未提出株券は失効しているから、当該株券に株式譲渡制限の旨の記載がなくても、登記がなされている限り、会社は善意の譲受人に対しても譲渡制限を対抗できるといえそうである（商法二二条）。しかしその前提として、この所説では二〇四条二項との調整が必要であるが（河本・前掲・旬刊商事法務研究七八号三二頁、八木・神崎・前掲九二頁、岩原・前掲二二六頁注（5））、この点に成功しているとはいいたいと思われる。すなわちこの所説は、譲受人は会社に対して新株券の交付を請求しうると解し、これにより同条項との調整を図るようである（河本・前掲・旬刊商事法務研究七八号三一―三二頁、八木・神崎・前掲九二頁）。けれども、新株券交付を請求できるのは株主であり（新株券交付請求権を株式本体と独立に譲渡することはできないと考える（河本・前掲・旬刊商事法務研究七八号三二頁。なお、鴻常夫・新版注釈会社法④（昭和六一年）九八頁参照）、しかも譲受人は二〇四条二項により、株式譲渡の効力を会社に主張できない。従って、譲受人が新株券交付請求権を行使できるとする構成自体に、無理があると思われるからである（もともと河本・前掲・旬刊商事法務研究七八号三一頁は、株券発行前の株式譲渡は会社に対しても有効であるが、譲受人は株券交付請求権以外には主張できないとする。しかし、株券交付請求権のみを特別扱いする理由はあるのだろうか。疑問である）。このように、右所説にも賛成することはできない。

四、本件A X間の株式譲渡は、二〇四条二項の株券発行前の株

式譲渡である。本判決は二〇五条一項を適用するが、新株券発行の不当遅滞の場合を考えると妥当な解釈とはいえないだろう。また前述のように、本件Xの善意者保護の主張や、対会社関係においても効力のある株式譲渡をなしようとする所説も採りえ

ない。従って、Xの名義書換請求権を否定した本判決の結論は是認しうるが、その理由は二〇四条二項にもとめるべきであったと考える。

山本 爲三郎

〔最高裁判事例研究 二五七〕

昭二七一九(最高民集六巻
一一号一二七頁)

伝聞証言の証拠能力

物品引渡等請求事件(昭二七・二・五第二小法廷判決・棄却)

本件事案は、以下のようである。

X(原告、控訴人、上诉人)は、Y(被告、被控訴人、被上诉人)は、Xが洋服仕立販売業を営業中店員として雇われていたが、昭和一九年経済統制による企業整備のため廃業する際、Xは、Xにおいて必要を生じた時は即時返還を受ける約束のもとに本件ミシン一台をYに無償貸与した。Xは生活上右ミシンを必要とするのでその返還を求めるとして本件訴を提起した。それに対しYは、「本件ミシンは原告主張の頃、被告が原告の店の後仕末を手伝って原告から贈与を受けたもので、所有権は自己にあり」と主張した。X敗訴、控訴。原審は、Xの右主張は、当審証人E・Fの各証言によつてはこれを認めるに足りず、一審証人A・当審証人Bの各証言、及び一

審及び当審におけるX本人訊問の結果はこれを措信し難い。かえつて一審証人C・Dの各証言によると、XはYに店の残務整理の手伝方を依頼したのでYに本件ミシンを贈与した事実を認めることができるとしてX敗訴の判決をなした。そこでXは上告し、現行民事訴訟法が反対尋問権の裏打ちによつてその機能を發揮する交互尋問制を採用した以上、反対尋問の機会のない伝聞証拠の取扱についてはとくに留意すべきところ、これを一般の証言と同一と取り扱い事実認定の資料としたことは重要な採証の法則に反する違法がある、と論じ、さらに、何等特別の理由を示さなくXととくに關係のない第三者であった証人ABの証言を排斥し、却つて、Yの実母Cの証言、Yの伯父たるDの伝聞証言を採用したのは、一般条理に反し、証拠調の結果に基づかない事実認定として民法一八五条の趣旨に違反する、と論じた。上告棄却。「現行民事訴訟法二九四条が一種の交互尋問権を採用したものであること及び交互尋問制の長所は証言者の相手方に与えられたいわゆる反対尋問権の行使により、証言の信憑力が十分吟味される点にあることは、いずれも所論のとおり